事業者の皆様へ

運転前後のアルコール検知器を使った チェックが義務になります！

社有車5台以上、もしくは定員11人以上の車を1台以上保有する事業所において、運転前後のアルコール検知器を用いた測定が2022年10月より義務化される道交法改正案が発表されました。

今回の法改正における3大義務とは？

【1.検知の義務】

運転前後にドライバーに対して目視および**アルコール検知器を使用**して酒気帯びの有無を確認すること。

【2.データ保管の義務】

目視およびアルコール検知器による確認の**記録を1年間保存**すること。

【3. 保守の義務】

正常に機能するアルコール検知器を常備すこと。

対象について　安全運転管理者を専任している事業所

※参考：安全運転管理者選任の事業所とは
乗用車:5台以上、定員11名以上の車両:1台以上を保有している事業所。
対象事業所は安全運転管理者を選任し、警察へ届出、従業員に対して交通安全教育を実施、管理する義務があります。

豊富なラインナップでお客様に最適なアルコール検知器をご提案致します。

☞詳しくは裏面へ